

➤ 補助対象とならない例

事業の実施にあたり、対象となる例・ならない例について、次の一覧の例を参考にしてください。

項目	対象とならない例
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的の料理教室 ・食文化の継承という目的に沿わない料理教室(全国的に普及している食材を使って郷土食といたがたい料理を作る場合等)
食材費	<ul style="list-style-type: none"> ・使い残すほど大量に購入した食材、調味料 ・自宅にある調味料 ・料理の試作に使用する食材、調味料
講師謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体のメンバーが受け取る謝礼 ・申請者本人が受け取る講師謝礼
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・デザート用などで調理せずそのまま出す茶菓子類 ・使い残すほど大量に購入した消耗品(紙皿、紙コップ、コピー用紙等)

➤ Q&A

Q1. 市外在住者は補助を受けられますか？

A1. 鶴岡市内の団体、または市内在住の方が実施する事業に限ります。

Q2. 同一の申請者が複数年度にわたり(通算で)何度も申請することは可能ですか？

A2. はい。申請される事業区分によっては、**年度ごとに1回の申請を行い、それを複数年度で通算して複数回申請することが可能**です。ただし、以下のような制限があります。

- ・「(3) 地産食材活用事業」に限り、**通算3回までの申請が上限**とされており、令和7年度の申請分からカウントが開始されます。

したがって、原則として**同一年度内に複数回申請することはできませんが、年度をまたいで申請する場合の通算回数については、事業区分ごとに制限の有無が異なりますので、ご注意ください。**

Q3. 通年で複数回開催する事業を申請することは可能ですか？

A3. 可能です。**参加者が同一の場合に限り、開催日時が異なる場合であっても「一つの事業」として取り扱い**、それらに係る経費を合算した上で補助限度額を適用します。

※例①: 申請可

同一の参加者を対象とした連続講座(例:年間を通じて同じ受講者が参加する料理教室を複数回開催)

※例②: 申請不可

開催ごとに参加者が入れ替わるイベント(例:毎回募集を行い不特定多数が参加する単発イベントを複数回開催)

Q4. 郷土食・行事食等料理教室を開催する場合、料理の創作・アレンジは認められますか？

A4. 郷土食・行事食を基本とし、ライフスタイルに合わせた「減塩」や「時短」などのアレンジはしていただいても構いません。

Q5. 団体が事業を実施した場合、請求書の代表者印欄はどのように記載したら良いですか？

A5. 団体名(「〇〇会」など)や職名の印(「〇〇会長」など)ではなく、**代表者の氏名の印**(「佐藤」など)を押印していただきますようお願いいたします。